

# セコム損保のガン保険「自由診療保険メディコムプラス」をセットでご加入の場合(参考)

お客さまが病院より「ガン確定診断」を受けた場合は、治療を開始される前に保険証券記載のメディコム・ナースコールセンターへ必ずご連絡ください。

保険期間の開始前または待機期間中（保険期間の初日からその日を含めて90日間）にがんと確定診断されていた場合、「自由診療保険メディコムプラス」については、ご契約の効力が生じなかったもの（無効）として取り扱います。その際も必ずメディコム・ナースコールセンターへご連絡ください。



## 保険金請求に必要な書類について

メディコム・ナースコールセンターより、保険金支払のために必要な書類が契約者(被保険者)さまへ向けて郵送されます。原則として、契約者(被保険者)さまには下記の書類をご用意いただきます。

### ガン入院保険金のお支払いに必要な書類

- **保険金請求書**: ガンに罹患された被保険者さまにご記入いただきます。
- **診断書(セコム損保書式)**: 入院治療を受けられた病院から取り付けていただきます。(※)
- **領収証**: 入院治療を受けられた病院での治療費の領収証をお送りいただきます。(※)

※セコム損保の協定病院に自由診療で入院された場合、入院治療費(ガン入院保険金)はセコム損保から直接協定病院へ支払われますので、診断書および領収証の手配は必要ありません。

### ガン外来保険金のお支払いに必要な書類

- **保険金請求書**: ガンに罹患された被保険者さまにご記入いただきます。
- **診断書(セコム損保書式)**: 通院治療を受けられた病院から取り付けていただきます。
- **領収証**: 外来治療を受けられた病院での治療費の領収証をお送りいただきます。

### その他必要な書類

- **同意書**: ガンの診断確定日がセコム損保の定める契約後の一定期間内に該当する場合など、セコム損保またはセコム損保が委託した者が被保険者の病気の内容や告知の内容などについて確認を行う場合があります。その際は、同意書を取り付けさせていただきます。